

規制の事前評価書

1. 政策の名称

銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室、保険企画室、市場課

3. 評価実施時期

平成 20 年 3 月 3 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

現在、利益相反による弊害や銀行の優越的地位の濫用等を防止する観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制等の弊害防止措置が設けられている。

② 問題点

現行の規制については、目的に照らして過大な規制となっているのではないかとの指摘や、金融のグループ化等が進展する中で、金融グループとしての総合的サービスの提供や統合的リスク管理の障害となっているとして、その緩和を求める指摘がある。

③ 規制の改廃の目的及び必要性

上記のような要請に応える観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する一方で、金融グループにおける利益相反による弊害防止等の一層の実効性向上を図る必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項

- ① 金融商品取引法第 31 条の 4、第 36 条
- ② 農業協同組合法第 11 条の 5 の 2、第 11 条の 12 の 2
- ③ 水産業協同組合法第 11 条の 13、第 15 条の 9 の 2
- ④ 中小企業等協同組合法第 58 条の 5 の 2
- ⑤ 協同組合による金融事業に関する法律第 6 条
- ⑥ 信用金庫法第 89 条
- ⑦ 長期信用銀行法第 17 条
- ⑧ 労働金庫法第 94 条
- ⑨ 銀行法第 13 条の 3 の 2、第 52 条の 21 の 2
- ⑩ 保険業法第 8 条、第 102 条の 2 の 2、第 193 条の 2、第 271 条の 21 の 2

- ⑪ 農林中央金庫法第 59 条の 2 の 2
- ⑫ 株式会社商工組合中央金庫法第 28 条の 2

(3) 規制の新設又は改廃の内容

金融商品取引業者・銀行等・保険会社について利益相反管理体制の整備を義務付けるとともに、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する。具体的には、

- ① 有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等と、その親銀行等、子銀行等の役職員との兼職に係る規制を撤廃し、届出を義務付けることとする。
- ② 特定金融商品取引業者等に対し、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等の行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な体制整備を義務付けることとする。
- ③ 銀行に対し、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な体制整備を義務付けることとする。また、銀行持株会社についても、これに準じた体制整備を義務付けることとする。
- ④ 保険会社の取締役等と当該保険会社の特定関係者に該当する銀行等又は金融商品取引業者の役職員との兼職制限を撤廃することとする。
- ⑤ 保険会社等(外国保険会社等を含む。)に対し、当該保険会社等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等の行う取引に伴い、当該保険会社等又はその子金融機関等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、適切な体制整備を義務付けることとする。また、保険持株会社に対しても、これに準じた体制整備を義務付けることとする。
- ⑥ 農業協同組合法等についても、銀行法の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

5. 想定される代替案

金融商品取引業者・銀行等・保険会社における利益相反管理体制については、法的に義務付けず自主的な取組みに委ね、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する。具体的には、

- ① 有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等と、その親銀行等、子銀行等の役職員との兼職に係る規制を撤廃し、届出を義務付けることとする。
- ② 保険会社の取締役等と当該保険会社の特定関係者に該当する銀行等又は金融商品取引業者の役職員との兼職制限を撤廃することとする。

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

① 本案

有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等が、その親銀行等、子銀行等の役職員を兼職した場合に、国に対して届出を行う費用が発生する。

また、適切な利益相反管理体制の整備を法令上義務付けることとなるため、特定金融商品取引業者等、銀行・銀行持株会社、保険会社等・保険持株会社において、①利益相反の抽出・特定、②利益相反の管理(チャイニーズウォールの構築等)・記録の保持、③利益相反管理方針の策定等の体制の構築と、その適切な運用に伴う費用が発生する。

② 代替案

本案と同様に有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等が、その親銀行等、子銀行等の役職員を兼職した場合に、国に対して届出を行う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

国において、役職員の兼職に伴う届出書の受理に係る費用が発生する。また、利益相反管理体制の整備状況についての検査・監督業務に伴う費用等が発生する。

② 代替案

国において、役職員の兼職に伴う届出書の受理に係る費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

金融機関等は、適切な利益相反管理体制を整備しなければならないため、顧客の利益が不当に害される取引が発生することにより利用者保護に支障が生じるなどの社会的費用が発生するおそれはない。

② 代替案

金融機関において、事前に適切な利益相反管理体制が構築されないおそれがあり、その結果、顧客の利益が不当に害される取引が発生する等利用者保護に支障が生ずるなどの社会的費用が発生するおそれがある。

7. 規制の便益

① 本案

金融商品取引業者・銀行等・保険会社における利益相反管理体制を整備し、金融商品取引業者・銀行等・保険会社の間の役職員の兼職規制を撤廃することにより、金融

グループとしての総合的なサービスの提供や統合的リスク管理を可能とし、金融機関の競争力強化につながり、ひいては、我が国金融・資本市場の競争力強化につながるものと考えられる。

また、法令で義務付けられる利益相反管理体制が構築され、また、適切に運用されているかをモニタリングすることによって、金融機関等の自主的な規律を補完することにより、顧客、投資家が安心して金融機関等と取引を行うことが可能となる。

② 代替案

金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃することにより、金融グループとしての総合的なサービスの提供や統合的リスク管理を可能とし、金融機関の競争力強化につながり、ひいては、我が国金融・資本市場の競争力強化につながるものと考えられる。

8. 政策評価の結果

本案、代替案のいずれにおいても、役職員の兼職規制を撤廃することにより、一層効率的に金融グループとしての総合的なサービスの提供や統合的リスク管理を行うことが可能となる。

しかしながら、代替案については、法令で利益相反管理体制の整備が義務付けられないために、利益相反による弊害により利用者保護に欠けるおそれが高まる等の社会的費用は大きい一方、本案については、社会的費用が発生しないことに加え、顧客、投資家が安心して金融機関と取引を行うことが可能である。以上を踏まえると、本案による改正が適当と考える。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」(19年12月18日公表)において、「①利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性確保を図るとともに、②利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、以下のとおり(注)新たな規制の枠組みを提供することが適当である」とされている。

(注) ①利益相反による弊害の防止、②銀行等の優越的地位の濫用の防止、③顧客に関する非公開情報の授受の制限の緩和、④役職員の兼職規定の撤廃

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成 25 年度に事後検証を実施。